

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	大 橋	一 隆
同	土 岐	恭 生

住民監査請求について（通知）

令和 8 年 3 月 16 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

横山英幸大阪市長（以下「横山市長」という。）の辞任に伴い、令和 8 年 2 月 8 日に市長選挙が実施され、横山市長が再選した。

横山市長は議会との協議をせず辞職したものであり、住民からのリコール（地方自治法第 81 条）や議会からの不信任決議（同法第 178 条）に基づかない辞職である。辞職した首長がそのまま再選することは辞職権の濫用であり、地方自治法が想定しているものではなく、違法である。

また、地方自治法第 145 条に規定される退職申出の期間を下回る日数で退職したため、選挙準備が間に合わず、混乱の中で選挙が行われたことは不当である。

以上のことから本件選挙に係る費用支出は違法又は不当な財務会計行為であり、約 4 億円の選挙費用の支出が大阪市の損害として発生した。

よって、当該費用の全額について横山市長に対し賠償を求めるとともに、今後同様の無駄な支出が発生しないように市長の辞職権に対して濫用を禁止する措置を求める。

第 2 判断

本件請求が、住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、下記のとおり判断となった。

1 本件請求について

本件請求の要旨については第1記載のとおりであるが、この点、地方自治法第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、大阪市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

そこで、本件請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、首長が再選することを想定して辞職することは辞職権の濫用であり、地方自治法が想定していないもので違法であること、また、地方自治法第145条に規定される退職申出の期間を下回る日数での退職のため選挙準備が間に合わず、混乱の中で選挙が行われたことが不当であることから、本件選挙に係る費用支出は違法又は不当な財務会計行為であると主張しているものと解される。

上記の主張が、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものといえるのかが問題となる。

この点、請求人の主張については、市長選挙に要する費用の支出という財務会計上の行為の前提となる市長の辞職や本件選挙自体に対する請求人の見解又は評価を述べるものであり、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものではない。

よって、請求人の主張は、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものとは認められない。

以上のことから、本件請求においては、財務会計法規上の義務違反にあたる具体的事実の主張があったとは認められない。

2 結論

上記1のとおり、本件請求は地方自治法第242条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。